

# 令和6年度 堺エコライフポイント事業 公募要領

**協賛企業用**

令和6年4月

- 本公募要領は、令和6年度堺エコライフポイント事業への協賛にかかる応募条件、応募方法、留意事項等についてまとめたものです。
- 協賛の募集内容は、市民等が環境行動を実践して取得した「堺エコライフポイント」の利用先となる「プレゼント抽選品」や「外部ポイント交換の原資金」のご提供です。
- 協賛いただける事業者様は、「令和6年度 堺エコライフポイント事業の概要」及び本公募要領をご確認のうえ、期限までに協賛品提供申込書（又は寄附金申出書）をご提出ください。

協賛の対象、要件、インセンティブ ……P4

協賛品の提供 ……P11

協賛金の寄附 ……P18

申込方法等 ……P22

# 協賛の対象、要件、インセンティブ

- 令和6年度堺エコライフポイント事業では、次のいずれかの方法での協賛を募集します。

## 【“抽選で当たる”プレゼント品（協賛品）の提供】

- ・アプリユーザが取得したポイントで応募できる抽選プレゼント品（協賛品）を募集します。
- ・原則として梱包や当選者への発送等の作業も全て協賛事業者様にお願いします。  
(発送先の個人情報の取扱いについては個別にご相談いたします。)

## 【“必ずもらえる”ポイント交換等※の原資金（協賛金）】

- ・アプリユーザが取得したポイントで交換できる外部ポイント等の原資金を募集します。
- ・地方公共団体への寄附金として損金算入の対象となります。また、一定の要件を満たした場合は、企業版ふるさと納税制度の対象となります。

※状況により、抽選で当たるプレゼント品の購入経費に充てさせていただく可能性があります。

- 本事業への協賛の申込にあたっては、次の要件を全て満たす企業、団体、個人事業主等の事業者であることが必要です。

## 【協賛品提供・協賛金寄附共通事項】

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する指定暴力団、堺市暴力団排除条例に規定する暴力団又は社会的な非難を受け、若しくはそのおそれがある者に該当しないこと。
- ②特定の政治活動又は宗教活動を行う団体に該当しないこと。

## 【協賛品提供の場合のみ】

- ③協賛品の提供・発送を含む一切の経費について全て負担できること。また、市から当選者の連絡先（発送先）情報の連絡を受けた際には、概ね1週間以内に確実に協賛品を発送できること。
- ④個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができること。

- 協賛額（協賛品の金銭価値総額、寄附金の総額）に応じて、下表のとおりインセンティブをご提供します。
- また、協賛品提供の場合、アプリ上の抽選応募画面には、商品ごとに協賛事業者様の名称を記載します。

協賛総額	インセンティブ				
	①堺市HP（協賛一覧）への事業者様の企業ロゴ・名称掲出	②アプリでのお知らせ配信権	③アプリでのアンケート配信権	④行動データの提供・フィードバック	⑤広報物（チラシ等）への事業者様の企業ロゴ掲載
10万円以上	企業ロゴ（特大）	2回まで	3問まで	○	○
7.5万円～10万円	企業ロゴ（大）	2回まで	2問まで	○	
5万円～7.5万円	企業ロゴ（中）	1回まで	1問まで		
2.5万円～5万円	企業ロゴ（小）	1回まで			
～2.5万円	企業名（小）				

## 【①堺市HP（協賛一覧）への企業名・ロゴ掲出】

- ・堺市ホームページに協賛事業者様の企業ロゴや名称を掲載します。
- ・協賛総額により、ロゴの有無や掲載サイズが異なります。



※ホームページデザインはイメージです

## 【②アプリでのお知らせ配信権】

- ・協賛事業者様から自社商品等に関するお知らせをアプリ上で配信（プッシュ通知）いただけます。
- ・アプリユーザ全員又は属性別にメッセージ配信が可能です。



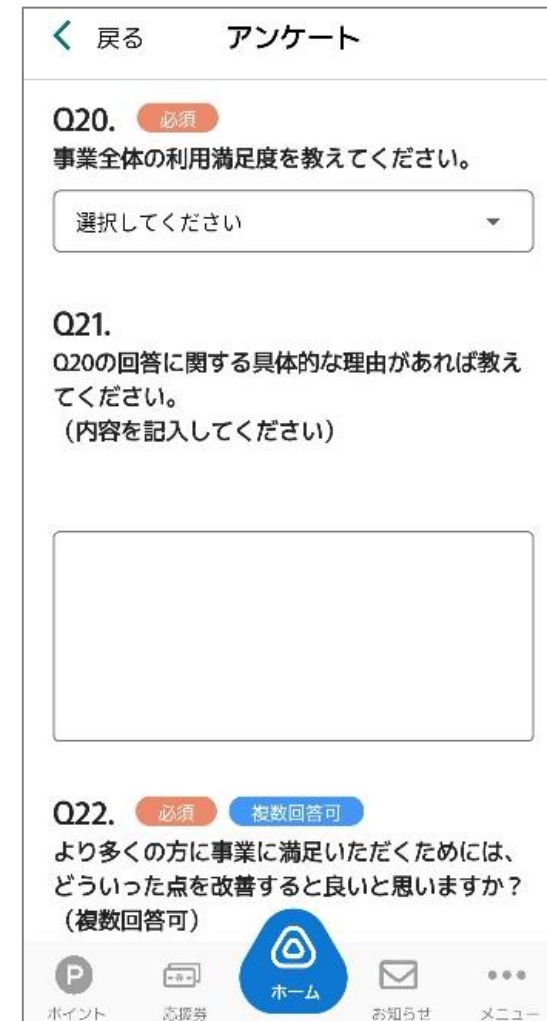
※アプリデザインはイメージです

### 【③アプリでのアンケート配信権】

- ・事業開始時、終了時等に本市がアプリ上でアンケートを配信する際、協賛事業者様が希望する設問を設定します。
- ・設定希望設問の回答結果及び分析に必要な関連設問の回答結果をご提供します（個人情報を含みません）。
- ・アンケート回答者にはボーナスポイントを進呈するため、回答率向上が期待できます。

### 【④行動データの提供・フィードバック】

- ・アプリユーザの属性や取組状況等、アプリの利用データを提供します。ただし、個人情報は含みません。
- ・堺市で集計や編集等を行わない、生データでの提供となる場合があります。



The screenshot shows a mobile app survey interface. At the top, there is a navigation bar with a back arrow and the text 'アンケート' (Survey). Below this, the first question is 'Q20. 必須 事業全体の利用満足度を教えてください。' (Q20. Mandatory: Please tell us the overall satisfaction with the use of the business). It features a dropdown menu with the text '選択してください' (Please select). The second question is 'Q21. Q20の回答に関する具体的な理由があれば教えてください。(内容を記入してください)' (Q21. Please tell us specific reasons related to your answer to Q20, if any. (Please enter the content)). It has a large text input area. The third question is 'Q22. 必須 複数回答可 より多くの方に事業に満足いただくためには、こういった点を改善すると良いと思いますか？(複数回答可)' (Q22. Mandatory Multiple choice: In order to satisfy more people with the business, do you think it would be good to improve these points? (Multiple choice)). It has a blue '複数回答可' (Multiple choice) tag. At the bottom, there is a navigation bar with icons for 'ポイント' (Points), '応援券' (Support券), 'ホーム' (Home), 'お知らせ' (Notice), and 'メニュー' (Menu).

※アプリデザインはイメージです



## 【⑤広報物（チラシ等）への企業ロゴ掲載】

・市が発行する本事業のチラシやポスター等に、協賛事業者として企業ロゴを掲載します。



## 【（協賛品提供のみ）抽選応募画面】

・プレゼント抽選の応募画面には、協賛事業者様の名称を表示します。



# 協賛品の提供

- 本事業に協賛いただける物品は、次の要件を満たすものとします。

## 【共通事項】

- ・協賛事業者が製造、販売する物品や本協賛品提供のために購入した物品、作成・購入したノベルティ品、協賛事業者の市内店舗等で使用可能な金券や割引券等であること。
- ・金銭価値額（協賛品を金銭価値に換算した合計額。配送料を含む）が、総額で概ね5,000円以上であること。1個あたりの金銭価値が、概ね100円以上かつ100,000円以下であること。
- ・当選者の発送先情報の連絡から概ね1週間以内に発送できる商品であること。また、全国に配送対応が可能な商品であること。
- ・堺市内で使用可能な物品等であること（堺市内の店舗等も含めて広域的に利用可能な場合も含む）。

※次ページに続く

### 【共通事項】

- ・食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法等の関係法令を遵守しているものであること。
- ・堺市が求める場合に、協賛品のサンプルの提供・試食・試飲・確認等に原則として無償で対応できること。
- ・当該物品等の使用により、著しく環境に負荷をかけるものではないこと。
- ・当該物品等の使用にあたり、入会金や契約金等の支払いが必須条件として設定されていないこと。
- ・社会通念上、一般的に価値あるものとして認識できるものであること。
- ・特定の政治的活動又は宗教的活動につながるものでないこと。
- ・公序良俗に反するものでないこと。
- ・その他市長が不適切と認めるものでないこと。

※次ページに続く

## 【食品の場合】

- ・当選者に協賛品が到着後、少なくとも1週間以上の賞味期限が保証されていること。
- ・長期間保存ができない生鮮食料品や加工食品の場合は、協賛品の配送希望日等を事前に当選者に確認・調整するなど、協賛品の鮮度や消費期限が確保された状態で当選者の手元に届くよう配慮すること。
- ・各食品の安全性が確保されるよう、気温等も考慮の上、適した配送方法により配送を行うこと。

## 【金券・割引券の場合】

- ・無料券、優待券、クーポン券などの名称を問わず、利用者が金銭の代替として商品又はサービスの購入に使用できるものであること。
- ・有効期限が発送日から3か月以上あること。

- 協賛品の金銭価値額は、次式により算出することを原則とします。なお、これにより難しい場合は、最も合理的に算出できる方法で算出することとします。

$$\left( \text{【協賛品1個当たりの金銭価値】} + \text{【協賛品1個当たりの配送料】} \right) \times \text{【提供数】}$$

- 1個あたりの金銭価値は、次の通り設定してください。
  - <販売製品の場合> 小売価格（定価の税込金額）
  - <ノベルティ品の場合> 1個あたりの製造原価又は一般小売されている同等商品の販売価格（税込金額）
  - <金券や割引券等の場合> 1枚あたりの額面金額
    - ※サービスの無料優待券は、当該サービスの通常価格
    - %表示の割引券は、最大対象金額に割引率を乗じた場合の金額
- 配送料は、郵便・宅配便などの緩衝材等の梱包も含めて、最も経済的な方法により配送した場合の料金（税込金額）で設定してください。

- 市は、ポイント抽選によって協賛品の当選者が決定したときは、協賛事業者様に協賛品の発送を依頼します。
- 発送依頼を受けた協賛事業者様は、概ね1週間以内に協賛品を当選者に発送してください。  
※協賛品を発送する際、送料に影響しない範囲内であれば、自社のチラシ等を同梱していただいても構いません。
- 協賛品発送後は、速やかに復元不可能な方法で個人情報情報を破棄し、別途指定する様式により書面で報告してください。
- 社内規定等により個人情報を受領できない場合は、別途ご相談ください。

- プレゼント品の抽選は、今年度事業期間内に複数回実施予定です。  
抽選回数や抽選時期は、決まり次第、公開いたします。  
(令和5年度は令和5年12月、令和6年3月の2回実施)
  
- 申し込まれた協賛品については、抽選回数に応じて振り分けさせていただきます。



# 協賛金の寄附

- 令和6年度堺エコライフポイント事業への協賛金は、「堺エコライフポイント事業指定寄附金」として取り扱い、税制上の優遇措置の対象となります。

	堺エコライフポイント事業指定寄附金	
	通常の寄附	企業版ふるさと納税制度
本社の所在地	制限なし	本社が堺市外に所在すること
寄附額の下限	制限なし	10万円以上
税制上のメリット	寄附額全額を損金算入することができ、寄附額の約3割の軽減効果が見込める	損金算入による約3割の軽減効果に加え、法人市民税・法人税・法人事業税の控除を最大6割受けることができ、最大約9割の軽減効果が見込める

※企業版ふるさと納税制度の詳細については、堺市ホームページをご参照ください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/zaisei/furusato/ouen/index.html>

- 令和6年度堺エコライフポイント事業への協賛金は、全て、環境行動を実践して堺エコライフポイントを取得したユーザへのインセンティブとして活用します。
- 具体的には、堺エコライフポイントから外部ポイント（電子マネー）等への交換に必要な原資金として利用します。ただし、協賛品の申込状況に応じて、抽選で当たるプレゼント品の購入経費とさせていただく場合があります。
- なお、外部ポイント（電子マネー）等への交換に必要な原資金には、交換に必要な手数料分を含みます。  
（例）100円分の外部ポイントに交換する際、10%の手数料が必要な場合、必要な原資金は110円

- 「堺エコライフポイント事業指定寄附金申出書」を本市が受領した後、寄附金用の納付書を発行します。
- 納付書を用いて、下記期限までに振込処理が完了するよう、ご対応をお願いします。

## 【振込処理期限】 令和6年6月5日（水）

- ※上記期限に振込が完了している必要はありませんが、社内での振込手続きは完了していただくようお願いします。  
また、実際の振込予定日を本市にご連絡いただきますようお願いします。
- ※上記期限までに振込処理の完了が確認できなかった場合、事業開始時（6月末予定）の時点で協賛事業者として掲載できない場合がありますので、ご了承ください。

# 申込方法等

- 協賛いただける場合は、「堺エコライフポイント事業協賛品提供申込書」又は「堺エコライフポイント事業指定寄附金申出書」に必要事項をご記入の上、受付期間内に下記申込先まで電子メールでご提出をお願いします。

**【受付期間】** 令和6年4月24日（水）から5月17日（金）まで

**【申込先】** 堺市環境局 カーボンニュートラル推進部 環境政策課  
kansei@city.sakai.lg.jp  
担当：南部、藤山

**【お問合せ】** 072-228-3982（直通）

- **上記受付期間内に申し込んだ事業者様**については、**事業開始時（6月末のアプリ公開前のHP、報道提供等での公表時点）から協賛事業者として発信**させていただきます。  
なお、上記受付期間終了後も、協賛申込は随時受付いたします。  
(ただし、上記期間外の申込については、協賛に対するインセンティブの一部をご提供できない場合があります。)

# 協賛品提供申込書の記入要領①（申込書）

令和 5 年 月 日

堺市長 様

(申込者) 所在地  
名称  
代表者職氏名

堺エコライフポイント事業  
協賛品提供申込書

標記について、公募要領の内容を理解のうえ、別紙を添えて次のとおり協賛品提供を申し込みます。

担当者	氏名	
	所属・役職	
	郵便番号	
	所在地	
	電話番号	
	E-mail	

【誓約・同意事項】

<input type="checkbox"/>	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する指定暴力団、堺市暴力団排除条例に規定する暴力団に該当しないことを誓約します。 上記該当の有無を確認するため、堺市から役員名簿等の提出を求められた場合は、速やかに提出するとともに、本書及び役員名簿等が堺市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
<input type="checkbox"/>	協賛品の提供・発送等又は環境活動の実施に係る一切の経費を負担します。 申込した協賛品について、本事業開始後の変更・取り下げはいたしません。 市から当選者の連絡先（発送先）情報又は申込件数の提供を受けた際には、迅速かつ確実に協賛品を発送します。
<input type="checkbox"/>	市から提供の受けた当選者の連絡先情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守し、漏えい、改ざん、滅失又は毀損等を防止するよう厳重に管理します。 また、協賛品の発送後は、復元不可能な方法により当選者の連絡先情報を速やかに消去又は廃棄し、消去又は廃棄を行った日時及び消去又は廃棄の内容を記録し、市の指示に従い書面で報告いたします。

法人全体の代表者でなくとも、担当部署やその部署の責任者のお名前でお申し込みいただけます。  
また、自署や押印は必要ありません。

こちらの欄のご担当者様が、今後の資料や資材等の送付先や堺市からの問い合わせ先になります。

3か所とも誓約の無いものは受付できませんのでご注意ください。

# 協賛品提供申込書の記入要領①（申込書）

【別紙】協賛品の詳細

協賛品の品名	
協賛品の具体的な説明	※協賛品の写真や仕様がわかる資料があれば添付してください。
協賛品1個あたりの金銭価値	
協賛品1個あたりの配送料	
提供数	
協賛品合計額（金銭価値換算）	（自動計算） 円
協賛品1個あたりの金銭価値・配送料の設定根拠	
協賛品の提供方法	（その他の場合は以下に具体的な方法を記入）
その他、協賛品についての特記事項等があれば記載	

こちらの品名が、アプリ等に掲載される商品名になります。

こちらの説明を基に、アプリ等に掲載される商品説明を作成します。

協賛品合計額は自動計算されます。  
 なお、この式により難しい場合は、「設定根拠」欄に具体的な算出方法や算出結果等を記載してください。

- ・非売のノベルティ品だが、類似商品の一般的な小売価格から1個〇〇円と設定
- ・配送料は宅配便〇〇サイズで1個あたり〇〇円と設定など具体的に記載してください。

その他の場合は、

- ・メールでクーポンコードを送信し、〇〇ウェブサイトからコード入力することでクーポンが取得できる
- ・当選者に個別で電話連絡してサービス日時を決定など具体的に記載してください。



- 本事業は、やむを得ない事情により予告なく一時的に中断し、又は中止する場合があります。
- 申込者の属性や協賛品の内容等により、協賛の申込・申出をお断りする場合があります。
- 受付後の協賛品・寄附額の変更や取下げは一切できません。
- 提供いただいた協賛品の当選者がいなかった場合、発送依頼は行いません。また、当選者が提供数よりも少なかった場合は、当選者数の範囲内での発送依頼となります。
- 協賛品の品質等に関して、当選者から苦情等があった場合、本市は一切の責任を負いません。協賛事業者様において真摯に対応し解決に努めてください。なお、協賛品の回収及び再配送を行った場合、代替品等による補償を行った場合、その他苦情対応に要する経費については、全て協賛事業者様の負担となります。また、これらの経過や内容については本市に必ず報告してください。
- 本事業は、令和4年度に、環境省による食とくらしのグリーンライフ・ポイント推進事業費補助金の採択を受け開始したものです。不当・不正な行為はもちろんのこと、市民等から疑念を抱かせるような行為は厳に慎んでください。これらの行為が発覚した場合は、事業期間内でも協賛受付を取り消します。また、これに起因して市に損害が生じた場合は、賠償を求めることがあります。